

高齢者福祉計画・（第9期）介護保険事業計画の概要

高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり ～2040年への備え 一人ひとりが生涯現役をめざして～

1 計画の背景及び目的等

介護保険制度が2000年に創設されてから20年以上が経ちましたが、この間、国は「地域包括ケアシステム」の構築を掲げ、各自治体に対し、地域の実情に応じて深化、推進するよう働きかけてきました。

国の総人口が減少に転じる中、間もなく、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）を迎え、その先には、令和22年（2040年）に、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢者人口は今後も増加傾向であると見込まれ、介護ニーズの高い高齢者の増加に対し、将来を見据えた取組が必要となります。

この計画は、今後も当市の「高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、地域包括ケアシステムの更なる深化と地域共生社会の実現に向け、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に資する効果的な取組を進めるために、地域課題を分析し、課題に対する方針や取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定するものです。

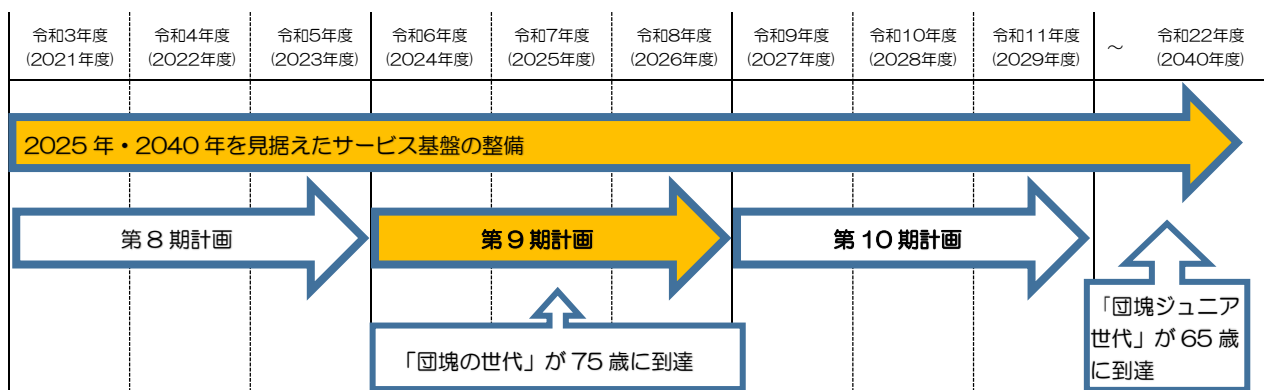
2 計画の位置付け

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで ＜3か年計画＞

※第8期までの取組を踏まえ、令和22年（2040年）までの要介護認定者数やサービス需要の見込みから介護給付や保険料の水準を示し、中長期的な視点を見据えた計画としています。



4 当市の高齢者人口と要介護認定者の長期推計

※赤字部分は見込作成中

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要支援1	608	539	473	467	492	524	551	580	575	573	554
要支援2	716	613	586	589	587	621	682	709	696	694	674
要介護1	1,340	1,354	1,345	1,355	1,344	1,343	1,340	1,358	1,336	1,367	1,325
要介護2	1,071	1,055	1,070	1,088	1,077	1,076	1,071	1,062	1,078	1,078	1,044
要介護3	887	888	861	869	875	875	874	834	853	883	888
要介護4	830	801	831	806	811	810	838	831	850	882	888
要介護5	696	728	724	648	662	662	660	682	705	734	742
合計	6,148	5,978	5,890	5,822	5,848	5,911	6,016	6,056	6,093	6,211	6,115
被保険者数	32,360	32,459	32,322	32,156	32,240	32,200	32,124	31,817	31,363	31,369	30,449
出現率※	18.73%	18.16%	17.96%	17.85%	17.90%	18.11%	18.48%	18.80%	19.20%	19.60%	19.90%

5 第8期計画から第9期に向けた課題

第8期計画においては、「三つの目標」と「9項目の施策」を体系とし、「高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向けて取り組んできました。

また、第7期、第8期の介護保険料は県下の市で比較的高額な設定であったため、「自立支援、介護予防、重度化防止の推進」などの取組を拡大してきましたが、引き続き第9期でも重点的に取り組みます。

●施策1 介護予防の意識醸成

- ・市民や地域、行政等が一体となった介護予防の取り組みの継続
- ・「通いの場」を活用したフレイル予防の啓発と意識醸成
- ・高齢者健康ポイント事業の推進

●施策2 利用者の状態にあった効果的な介護予防事業の推進

- ・重度化の予防や適切なサービス提供のための初期相談対応充実
- ・「通いの場」の集約と再構築

●施策3 地域の実情にあったサービスの充実

- ・介護予防・生活支援サービスの課題検討
- ・在宅福祉サービスの課題検討

●施策4 多様な人材の確保

- ・介護人材不足への対応

●施策5 地域包括ケアシステムの強化、多職種連携の構築

- ・地域包括支援センターの体制整備と周知
- ・地域ケア会議の周知と参加促進

●施策6 高齢者の生きがいがづくり、社会参加の促進の意識醸成

- ・高齢者の生きがいがづくりの場の創出

●施策7 高齢者の権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度の利用促進と支援体制整備
- ・虐待等への対応

●施策8 認知症の方と共生できる体制づくり

- ・市民への認知症や軽度認知障害に関する知識と理解の普及
- ・認知症の高齢者に対しての支援の取組

●施策9 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・災害や感染症発生時の介護サービス継続体制整備

6 第9期計画の取組

■ 目指す姿

高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり

～2040 年への備え 一人ひとりが生涯現役をめざして～

国が示す地域包括ケアシステムの推進と深化と、地域共生社会の実現に向け、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までに、社会の変容に伴い予測される多くの課題に対する取組が求められることを見据え、本市の目指す姿に掲げます。

■ 「三つの目標」と「9項目の施策」

第8期における『三つの目標』と『9項目の施策』の展開における課題解決に向けた取組や、今後の方向性に大きな変更はなく、第9期計画においても一層取り組むべきと考え、『三つの目標』は同様とし、『9項目の施策』については一部修正しつつ、より一層の取組を推進します。

目指す姿	目 標	施 策
高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり ～2040年への備え 一人ひとりが生涯現役をめざして～	【目標1】 健康づくり・介護予防を推進して元気な高齢者の増加を目指します。	目標1 ① 介護予防の意識醸成
		目標1 ② 介護予防の推進
		目標1 ③ 高齢者の生きがいづくり
	【目標2】 地域で安心して暮らしていけるためのサービスの充実を図ります。	目標2 ④ 介護サービスの充実
		目標2 目標3 ⑤ 地域包括ケアシステムの構築
		目標2 目標3 ⑥ 多様な人材の確保
	【目標3】 地域の支え合い、つながりの体制強化をすすめます。	目標3 ⑦ 高齢者の権利擁護
		目標3 ⑧ 認知症の方との共生
		目標1 目標2 目標3 ⑨ 災害や感染症への対応

7 第9期計画の施策

★施策1 介護予防の意識醸成

【方向性】

- 健康寿命の延伸、市民総健康・生涯現役を目指して、自らが望む生活をできるだけ長く送るために、元気なうちから自らの健康を自らの力で守ることができるように、市民や地域、行政等が一体となって健康づくりや介護予防に取り組みます
- 高齢者が年齢を重ね身体機能が低下しても、介護予防に対する意欲を保ち、介護予防の実践を継続できるよう、高齢者に対する保健事業、介護予防事業及び介護サービスの提供を通じて介護予防の意識啓発に取り組みます。
- 若い世代から健康づくりや介護予防に関心を持つ市民の増加を目指し、健診、医療、介護のデータに基づき保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、市民の介護予防に対する意識醸成に取り組みます。
- 「通いの場」は介護予防の実践の場として、また、高齢者の孤立予防、こころの健康づくりの場としても重要であることから、地域住民とともに高齢者の「通いの場」の再構築に取り組み、「通いの場」の拡充と参加者の増加を図ります。
- 高齢者の健康ポイント事業等により、「フレイル」の認知度を高めるとともに、フレイル予防を日常的に継続して実践する市民の増加を目指し、啓発活動に取り組みます。

【重点（強化）、新規取組】

- 「フレイル予防」の意識啓発
- 「通いの場」におけるフレイル予防

★施策2 介護予防の推進

【方向性】

- 高齢者の自立支援と重度化防止を目指し介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、望む暮らしを続けるために、高齢者の生活機能の維持、改善を目指し、サービスを提供する事業者等と連携してサービス内容の充実を図り、ます。
- 高齢者の日常生活に軽度な課題が生じた初期段階で新規相談ができるように、介護予防事業等に関する啓発を強化します。また、地域包括支援センターと長寿支援課が行う初期相談では、高齢者やその家族の不安や心配をくみ取り、丁寧な対応を行います。
- 高齢者の新規相談に対し、理学療法士が地域包括支援センター職員と同行訪問して身体機能アセスメントを実施することにより、自立支援、重度化予防を目的とした適切なサービスの提供に努めます。また、福祉用具の利用や住宅改修を希望する高齢者に対しても理学療法士が訪問により相談を行います。
- 住民主体の「通所型サービスB事業」は高齢者の通いやすい地区単位で、地域のフレイル予防サポーターが運営を行います。事業の未実施地区において、事業の必要性について理解を深める機会を設けるなど、実施会場数の増加を目指します。
- リハビリ専門職等による集中的サービスを提供する「通所型サービスC事業」と、地理的及び身体的理由により通所が困難な方を対象とした「訪問型サービスC事業」について、地域の実情に合わせたサービスを、より多くの高齢者が利用できるように、周知に取り組みます。

【重点（強化）、新規取組】

- 軽度者の新規相談に対するリハビリ職の同行訪問
- 短期集中予防サービス（サービスC）

★施策3 高齢者の生きがいつくり

【方向性】

- 高齢者が積極的に外出して活動すること自体が介護予防であり、地域の活性化にもつながります。できるだけ多くの高齢者が社会参加できるように、交流の場の提供やきっかけづくりを行います。
- 地域や仲間が必要とされることが、こころの充足感につながるため、元気な高齢者が「支える側」として、豊かな知識、経験、技能などの能力を活用できる就労の場や、社会参加の場を確保します。
- 住民主体の「通所型サービスB事業」を運営するフレイル予防サポーターの活動を「高齢者健康ポイント事業」の対象とする等、高齢者の活躍の場を支援します。

【重点（強化）、新規取組】

- 高齢者のボランティア活動の創出
- 健康ポイント事業による高齢者の「通いの場」の活性化

★施策4 介護サービスの充実

【方向性】

- 将来を見据えたサービス需要の見込みを基に、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせた体制を検討し、高齢者が必要なサービスを利用できるように整備します。また、在宅介護者支援として在宅福祉サービスを整えます。
- 高齢者の「自立支援に資するケアマネジメント」の普及啓発を目的とした介護支援専門員の研修の実施や、主任介護支援専門員との協働によるケアプラン点検の結果の振り返りを通して、ケアプランの質の向上を図ります。
- リハビリテーション専門職が、通所型サービス提供事業者や高齢者の「通いの場」に対して、自立支援を目的とした技術的支援や介護予防の評価を行う地域リハビリテーション活動支援を強化します。
- 介護保険制度では賄えないサービスについて、有償サービスやボランティア等の多様な主体によるサービス提供体制を整備する必要があります。

【重点（強化）、新規取組】

- 介護保険サービスの整備検討
- 地域リハビリテーション活動支援事業

★施策5 地域包括ケアシステムの構築

【方向性】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を維持できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築について、多様な主体と連携し取組を推進します。
- 地域包括ケアシステムの構築を目指す手法のひとつとして、多職種連携による「介護予防のための地域ケア個別会議」を定期開催し、多職種と地域課題を共有し意見交換を重ねることにより課題解決につなげます。さらに多様な職種の参加を促すため、会議の開催を広く周知します。
- 地域包括支援センターは身近な高齢者の総合相談窓口として、また地域包括ケアシステムの構築の中心的な機関であるため、第9期計画中に7つ目のセンターを開設し、日常生活圏域全てに設置を完了します。また、センターの総合相談機能を活用し、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に対する取組を強化します。
- 高齢者やその家族が必要な時に相談ができるよう、地域包括支援センターの認知度を高めるため、性別や年代に応じた周知方法を検討し、センターの役割や機能について啓発に取り組みます。

【重点（強化）、新規取組】

- 地域包括支援センターの運営事業
- 地域包括支援センターの機能強化

★施策6 多様な人材の確保

【方向性】

- 介護職員の処遇改善や職場定着へ寄与するために、市の研修支援補助を継続しつつ、既存の長野県や広域連合等の人材確保支援制度の周知にも努めます。
- 介護職場人員の充足に向け、広域連合等と連携して、介護に興味のある資格や経験のない人を含めた介護職員の雇用につながる機会を創出します。就労していない有資格者や新卒者への働きかけも同時に行います。
- 少子高齢化が更に進展し、人材不足が顕著となることが予測されていることから、介護職員の離職者の減少や負担軽減につながる新たな人的資源以外の活用を検討します。

【重点（強化）、新規取組】

- 介護職員の雇用機会の創出
- 介護職員の離職防止と負担軽減

★施策7 高齢者の権利擁護

【方向性】

- 物事の判断能力が十分でない成年後見制度の利用が必要な方を支援するため、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、制度利用が必要な方の増加に対し、支援者として市民後見人の養成を検討します。
- 高齢者虐待に対し、高齢者や養護者を守るため、関係機関と連携し早期発見と迅速かつ適切な対応に努めます。
- 高齢者等の消費者被害を防ぐため、関係機関と連携し注意喚起を行います。

【重点（強化）、新規取組】

- 成年後見制度の周知、啓発

★施策8 認知症の方との共生

【方向性】

- 「認知症施策推進大綱」の令和4年度中間評価に基づき、認知症の発症を予防し、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として推進します。令和5年度に成立した認知症基本法の施行に伴い、国が策定する認知症施策推進基本計画を踏まえて認知症施策に取り組みます。
- 認知症を理解し、認知症本人と家族を見守り、自らが認知症予防に取り組む意識を広げるために、認知症サポーター養成講座、認知症講演会等を開催し、認知症に関する啓発を推進します。
- 認知症本人や介護者家族、認知症介護経験者が参加する認知症カフェを開催し、認知症本人同士の交流と家族の負担感軽減を図ります。認知症本人の居場所の確保や、介護者家族の支援体制の充実を目指し、認知症カフェの実施会場の増加や内容の充実に取り組みます。
- 周囲が認知症の疑いに気づき早期相談につながるよう、認知症相談窓口である、認知症地域支援推進員を配置した地域包括支援センターや、認知症疾患医療センターについて啓発を強化します。
- 「認知症初期集中支援チーム」は、認知症が疑われる方について必要な医療や介護サービスにつなぎ、認知症本人や家族の視点を重視した個別支援に努めます。若年性認知症の方を含め、認知症の症状や家族の困りごとは個々異なることから、関係機関が連携してニーズに応じた地域における支援体制の構築を目指します。

【重点（強化）、新規取組】

- 認知症に係る正しい知識、理解の普及

★施策9 災害や感染症への対応

【方向性】

- 災害、感染症対策は、平時からの事前準備とその意識付けが重要であり、防災、感染拡大防止策の周知、啓発を行います。
- 自然災害や感染症発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整備します。
- 今後も、介護事業所等における感染防護具をはじめとした衛生資機材や、必要な物資の備蓄のための支援に取り組みます。

【重点（強化）、新規取組】

- 介護事業所への、防災啓発や感染症拡大防止策の周知、啓発
- 県、保健福祉事務所、関係機関と連携した支援

8 第9期介護保険事業量等の見込み

■ 施設整備の方向性について

将来的（令和7年度以降）に見込まれる要介護認定者の増加や、家族構成の変容などの背景を踏まえ、急激な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）待機者の増加に対応できるよう、必要（最低限）な施設整備を進めます。

一方で、多くの在宅要介護者が在宅介護サービスを受けながら安心して生活できる、という視点も引き続き必要であり、要介護認定者数と施設待機者数の急激な増加を防ぐよう、第7期、第8期において取り組んできた介護予防などの取組を継続します。

■ 介護施設の整備目標について

●介護老人福祉施設

- ・今後見込まれる要介護認定者数と介護老人福祉施設の需要（待機者数等）増加を見据え、既存の施設定員総数などから総合的に判断し、介護老人福祉施設を整備（最大80床）します。
- ・感染症予防への対策や地域の実情に鑑み、既存の介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護施設の一部を介護老人福祉施設用に転換（15床）し、併せて増床（2床）します。

●介護老人保健施設

- ・今後の需要等について注視することとし、第9期計画期間中の整備は行わないこととします。

●介護医療院

- ・施設待機者のうち医療依存度の高い待機者にとって最適な施設の一つであり、総合的な施設待機者の増加抑制に大いに期待できるため、介護医療院を整備（最大48床）します。

●地域密着型介護老人福祉施設

- ・既存の地域密着型介護老人福祉施設を増床（1床）します。

●認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護を3施設（定員27人）整備します。

施設名	令和5年度 (2023年)	増	減	令和8年度 (2026年)
介護老人福祉施設（地域密着含む）	650	98	0	748
介護老人保健施設	329	0	0	329
介護医療院	118	48	0	166
入所施設計	1,097	146	0	1,243
認知症対応型共同生活介護	171	27	0	198

※サービス利用量、保険料設定等については今後追加